

# 資産報告公表

政治倫理審査会が意見書提出



▼町長や議員などの資産報告を受けて福智町政治倫理条例に基づく審査が行われ、9月12日に審査会の平野健会長が浦田町長に意見書を提出しました。ここで、その内容と資産報告の状況をお知らせします。

## 資産報告書の提出・記載状況

1 福智町政治倫理条例(以下「条例」という)第4条が定める資産報告書の提出義務者は、町長、副町長および教育長(以下「町長等」という)の3人および町議会議員(以下「議員」という)20人の計23人。このうち、町長等は町長に、議員については20人が議長に5月31日時点までに報告書を提出した。

2 町長等の配偶者および扶養または同居の親族(以下「配偶者等」という)7人と議員の配偶者等42人の資産報告書は期限までに提出された。

## 資産報告書の提出者

1 報告義務者(町長等3人・議員20人)計23人

2 配偶者(町長等の配偶者3人・議員の配偶者18人)計21人

3 扶養または同居の親族(町長等の扶養か同居の親族1人・議員の扶養か同居の親族24人)計25人

総計69人(平成23年5月31日現在)

## 審査会開催状況

3 審査会は6月15日付けで条例第8条に基づき町長より資産報告書の審査を求められ、次のとおり審査した。(場所はすべて福智町役場)

1 7月5日「審査方法、スケジュールの確認、資産報告書審査」

2 7月12日「資産報告書審査」

3 7月26日「資産報告書審査」

4 8月2日「資産報告書審査」

5 8月9日「資産報告書審査」

6 8月23日「資産報告書審査」

7 9月9日「意見書作成」

## 審査方法

4 1 資産等報告書の各項目に対する個別調査、関連項目の精査照合を行った。

2 報告書の記載事項のうち不明な点については当該報告義務者に照会し、回答を求めた。

3 今回は福智町として6回目の審査で、町長等および議員20人の前年度との比較審査を行った。

## 審査結果

5 当審査会が資産報告書を審査した結果、最終的に虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例は無かった。

## 指摘事項

6 1 3年前から、預貯金において、報告書提出時に通帳のコピーを添付してもらうこととしているが、審査会で預金の残高証明が望ましいとの意見があり、今後は通帳のコピーあるいは預金の残高証明を提出してもらいたい。

2 地位・肩書きのある人は、報酬の有無まで記載すること。

3 貸付金については契約期日、金銭保証の発生日、金利の有無など契約の実態の報告をすること。

4 信託・借入金・有価証券については、証明書類を必ず添付すること。

## むすび

7 1 当審査会が資産報告書を審査した結果、最終的に虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例は無かった。

2 報告義務者は本年度の指摘事項に留意し、十分な書類添付、より正確な記載の努力をしていただきたい。

3 条例・規則に不備が見受けられるので、公正な政治倫理を求めてこれらの点は整備すべきである。ただし、条例改正は議決を要するので、まず規則を見直すことが先決である。

4 資産報告書は、町民であれば福智町役場で閲覧可能であるが、閲覧者が訪れることはまれである。よりに多くの人に報告書を見ていただくため、当審査会は、資産報告書のまともな町広報紙へ掲載する。

※以上の文章は、福智町政治倫理審査会(平野健会長、林勝馬副会長、木村幸子委員、加藤高弘委員、永津洋之委員)から提出された意見書を、ほぼ原文どおり掲載しています。



永津洋之委員 加藤高弘委員 木村幸子委員 林勝馬副会長 平野健会長

## ▼資産報告書の掲載内容

### 地位・肩書き

区分	人数	地位および肩書き			
		現職		将来	
		有	無	有	無
本人	23	12	11	0	23
配偶者	21	6	15	0	21
親族	25	0	25	0	25
合計	69	18	51	0	69

### 資産

報告義務者本人23人/その配偶者21人/その親族25人/計69人

区分	土地				建物				不動産に関する権利			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
	本人	6	8	4	5	7	9	3	4	1	0	0
配偶者	3	1	1	16	2	1	1	17	0	0	0	21
親族	1	0	0	24	2	0	0	23	0	0	0	25
合計	10	9	5	45	11	10	4	44	1	0	0	68

区分	預貯金				動産				信託			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
	本人	17	2	4	0	18	0	1	4	1	1	0
配偶者	13	2	2	4	11	0	0	10	0	1	0	20
親族	10	0	1	14	13	1	0	11	0	0	0	25
合計	40	4	7	18	42	1	1	25	1	2	0	66

区分	有価証券				ゴルフ会員権				貸付金			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
	本人	7	3	0	13	3	0	0	20	0	0	2
配偶者	1	0	0	20	0	0	0	21	0	0	1	20
親族	1	0	0	24	0	0	0	25	0	0	0	25
合計	9	3	0	57	3	0	0	66	0	0	3	66

区分	借入金				保証債務				貯蓄性保険			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
	本人	3	1	0	19	2	0	0	21	8	1	2
配偶者	0	1	0	20	0	0	0	21	2	1	0	18
親族	0	0	0	25	0	0	0	25	2	0	0	23
合計	3	2	0	64	2	0	0	67	12	2	2	53

### 収入・もてなし

報告義務者本人23人/その配偶者21人/その親族25人/計69人

区分	給与				報酬				事業所得			
	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし	5百万円未満	5百万円以上1千万円未満	1千万円以上	該当なし
	本人	11	2	1	9	17	0	0	6	3	2	0
配偶者	7	0	1	13	2	0	0	19	0	0	0	21
親族	17	0	0	8	0	0	0	25	1	0	0	24
合計	35	2	2	30	19	0	0	50	4	2	0	63